



熊本県公報

第13137号
令和4年(2022年)
6月17日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 種畜証明書の書換交付…………… (畜産課) 1
- 令和4年度(2022年度)保育士登録業務及び手数料徴収事務の委託…………… (子ども未来課) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 低入札価格調査事務処理要領の一部改正…………… (管理調達課) 2
- 都市計画事業の認可…………… (都市計画課) 2

公 告

- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 3
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 3
- 熊本県公営企業(電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業)の業務状況の公表…………… (環境立県推進課) 3
- 公共測量の終了…………… (監理課) 14
- 公共測量の終了…………… (") 14
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 14
- 土地改良区の役員の退任…………… (農村計画課) 15
- 換地計画の決定…………… (農地整備課) 15
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 15
- 地籍調査の成果の認証…………… (技術管理課) 15
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (農村計画課) 16

登 載 依 頼

- 第160回熊本県都市計画審議会の開催…………… (都市計画審議会) 16
- 熊本県公立学校善行児童生徒表彰規則の一部を改正する規則… (義務教育課) 17
- 令和4～11年度四輪・二輪車運転シミュレーター賃貸借に係る一般競争入札参加資格等…………… (警察本部運転免許課) 17
- 令和4～11年度四輪・二輪車運転シミュレーター賃貸借に係る一般競争入札の実施…………… (") 18
- 令和4年度(2022年度)第4回熊本県情報公開・個人情報保護審議会の開催…………… (情報公開・個人情報保護審議会) 22

告 示

熊本県告示第441号
 家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。
 令和4年(2022年)6月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11374266368	種畜の名前の変更	幸弦光	晴
11565376890	種畜の名前の変更	隆鶴重	鶴雄
11456203328	種畜の名前の変更	第二弦球	弦福
11621304232	種畜の名前の変更	隆之花国	隆之花92
11431362989	種畜の名前の変更	鶴久百合	鶴之久
11431363023	種畜の名前の変更	福鶴久	鶴光

	更		
22043110002	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	阿蘇市一の宮町宮地5634-2 熊本県畜産農業協同組合阿蘇支所	熊本市東区長嶺東四丁目9-30 古閑 清和
21243020005	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本市東区長嶺東四丁目9-30 古閑 清和	熊本市中央区国府四丁目1-59 宮村 美賀子

熊本県告示第442号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により次のとおり手数料の徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年(2022年)6月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 委託の内容
熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)第2条第1項第110号の2に規定する保育士登録申請手数料、同項第110号の3に規定する保育士登録証書換え交付手数料及び同項第110号の4に規定する保育士登録証再交付手数料の徴収の事務
- 委託の相手方
社会福祉法人日本保育協会
東京都千代田区麹町一丁目6番地2
- 委託する期間
令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで

熊本県告示第443号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年(2022年)6月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)6月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	越小場湯浦線	葦北郡芦北町大字豊岡字井料 255番1地先から 葦北郡芦北町大字豊岡字一里 木 40番2地先まで	前	5.5 ～ 11.9	584.2	防交 安(交 通安 全)
			後	6.2 ～ 13.5		

- 区域を変更する期日 令和4年(2022年)6月17日

熊本県告示第444号

低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和4年6月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領
低入札価格調査事務処理要領(平成15年熊本県告示第366号)の一部を次のように改正する。

- 契約審査委員会の設置中「情報政策審議監」を「情報技術専門監」に改める。

附 則

この要領は、告示の日から施行し、改正後の6の規定は、令和4年4月1日から適用する。

熊本県告示第445号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年(2022年)6月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 施行者の名称 菊陽町

- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・3・51号菊陽空港線
- 3 事業施行期間 令和4年(2022年)6月17日から令和9年(2027年)3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本県菊池郡菊陽町大字原水字北上原、字上長塚、字上堀川地内
使用の部分 熊本県菊池郡菊陽町大字原水字上堀川

公 告

熊本県公告第400号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年(2022年)6月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
立石 翼	阿蘇市黒川	阿蘇市乙姫字中川原上268番ほか6筆
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡御船町大字高木字中須101番ほか1筆
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字下仲間字前田1039番1
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上仲間字中手町263番ほか2筆

2 認可年月日

令和4年(2022年)6月7日

熊本県公告第401号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年(2022年)6月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
野口 拓哉	上益城郡甲佐町早川	下益城郡美里町大沢水字立野平922番ほか2筆

2 認可年月日

令和4年(2022年)6月7日

熊本県公告第402号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の2第1項の規定により、令和3年度(2021年度)下半期の熊本県公営企業(電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業)の業務の状況を次のとおり公表する。

令和4年(2022年)6月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県電気事業業務状況

熊本県電気事業の令和3年度(2021年度)下半期(令和3年(2021年)10月1日から令和4年(2022年)3月31日まで)における業務状況は、次のとおりである。

1 事業の概況

本県の電気事業(7水力発電所、最大出力54,800キロワット)については、電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく「発電事業」として、九州電力株式会社と電力需給契約を締結し、電力の供給を実施している。

当期の供給電力量は、12,285,418キロワット時で、目標供給電力量18,169,000キロワット時に対し67.6パーセントの達成率となり、料金収入は、314,860,048円であった。目標供給電力量に対して供給電力量が大幅に減少

した主な要因は、降水量が例年に比べ少なかったことが挙げられる。
 笠振及び菊鹿発電所における契約料金については、基本料金及び従量料金による二部料金制となっている。また、緑川第三発電所は、平成25年(2013年)4月1日から固定価格買取制度での供給を行ってきたが、同制度の適用が令和3年(2021年)12月までで終了し、令和4年(2022年)1月からは二部料金制に移行している。
 市房第一及び市房第二発電所における契約料金については、いずれも令和2年度(2020年度)中に固定価格買取制度に移行し、発電量に応じた完全従量制となっている。
 なお、緑川第一及び緑川第二発電所は、それぞれ令和2年(2020年)5月及び同年6月から発電機更新等のリニューアル工事のため発電を停止しているが、工事完了後は、固定価格買取制度による電力供給を行う予定としている。
 (1) 電力の供給状況について
 当期各月の電力の供給状況は、次のとおりである。

月	区分	水 力 発 電							全発電所計
		市房第一	市房第二	緑川第一	緑川第二	笠 振	菊 鹿	緑川第三	
10	目標(kWh)	2,609,000	579,000	0	0	307,000	269,000	129,000	3,893,000
	実績(kWh)	2,002,872	428,166	0	0	0	249,356	323,600	3,003,994
	達成率(%)	76.8	73.9	—	—	0.0	92.7	250.9	77.2
11	目標(kWh)	1,683,000	363,000	0	0	178,000	213,000	103,000	2,540,000
	実績(kWh)	1,271,736	230,040	0	0	0	207,710	318,900	2,028,386
	達成率(%)	75.6	63.4	—	—	0.0	97.5	309.6	79.9
12	目標(kWh)	1,640,000	340,000	0	0	155,000	195,000	109,000	2,439,000
	実績(kWh)	1,294,224	220,200	0	0	0	194,153	311,000	2,019,577
	達成率(%)	78.9	64.8	—	—	0.0	99.6	285.3	82.8
1	目標(kWh)	1,416,000	283,000	0	0	145,000	182,000	103,000	2,129,000
	実績(kWh)	1,137,240	168,150	0	0	24,857	178,166	305,300	1,813,713
	達成率(%)	80.3	59.4	—	—	17.1	97.9	296.4	85.2
2	目標(kWh)	1,822,000	416,000	0	0	234,000	187,000	130,000	2,789,000
	実績(kWh)	959,064	130,266	0	0	56,993	151,837	281,000	1,579,160
	達成率(%)	52.6	31.3	—	—	24.4	81.2	216.2	56.6
3	目標(kWh)	2,939,000	638,000	0	0	389,000	263,000	150,000	4,379,000
	実績(kWh)	1,146,648	207,210	0	0	19,010	151,620	316,100	1,840,588
	達成率(%)	39.0	32.5	—	—	4.9	57.7	210.7	42.0
計	目標(kWh)	12,109,000	2,619,000	0	0	1,408,000	1,309,000	724,000	18,169,000
	実績(kWh)	7,811,784	1,384,032	0	0	100,860	1,132,842	1,855,900	12,285,418
	達成率(%)	64.5	52.8	—	—	7.2	86.5	256.3	67.6

(2) 電力料金について

当期の料金収入は、次のとおりである。

ア 市房第一及び市房第二発電所

従量料金※ 242,769,539円(消費税及び地方消費税込み)

※各月の電気料金収入は、供給電力量に26.40円/kWhを乗じた額(1円未満切捨て)

イ 笠振、菊鹿及び緑川第三発電所(緑川第三は令和4年(2022年)1月から)

基本料金※1 33,254,000円

従量料金※2 6,408,306円

小 計 39,662,306円

消費税相当額 3,966,228円

合 計 43,628,534円

※1 月額5,541,000円×5(月)+5,549,000円

※2 各月の電気料金収入は、供給電力量に3円/kWhを乗じた額

ウ 緑川第三発電所(令和3年(2021年)12月まで)

従量料金※ 28,461,975円(消費税及び地方消費税込み)

※各月の電力料金収入は、供給電力量に29.85円/kWhをそれぞれ乗じた額(1円未満切捨て)

(3) 修繕及び改良工事等について
 当期の主な修繕及び改良工事等は、次のとおりである。

発電所等	工 事 名	工事金額 (円、税込)	工 期
緑川第一	(改良) 緑川第一発電所水車発電機等更新工事	2,403,825,012	H28.2.29 ~R4.9.30
緑川第一	緑川第一発電所水車発電機等更新 (土木設備) 工事	609,495,604	R2.3.5 ~R4.3.18
緑川第二	(改良) 緑川第二発電所水車発電機等更新工事	1,537,519,626	H28.2.29 ~R4.11.30
緑川第二	緑川第二発電所水車発電機等更新 (土木設備) 工事	359,988,073	R2.3.18 ~R4.3.25
緑川第三	(改良) 緑川第三発電所自動制御装置等更新工事他合併	277,200,000	R3.2.15 ~R4.6.24
発電総合 管理所	(改良) 発電総合管理所集中監視制御システム更新工事	491,440,534	H30.1.24 ~R4.10.31

(4) 職員数について
 令和3年度(2021年度)電気事業の職員数は、次のとおりである。
 (令和4年(2022年)3月31日現在) (単位:人)

区 分		職 員	現業職員	会計年度任用職員	計
本	局 長	1	0	0	1
	総務経営課	16	0	1	17
庁	工 務 課	11	0	0	11
発 電 総 合 管 理 所		16	1	14	31
計		44	1	15	60

(5) 条例等の制定、改廃について

<条 例>

なし

<管理規程>

令和3年(2021年)11月30日

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程

令和3年(2021年)12月28日

(熊本県公営企業管理規程第10号) 熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

令和4年(2022年)1月21日

(熊本県公営企業管理規程第11号) 熊本県職員記章規程の一部を改正する規程

令和4年(2022年)3月11日

(熊本県公営企業管理規程第1号) 熊本県行政文書管理規程の一部を改正する規程

令和4年(2022年)3月31日

(熊本県公営企業管理規程第2号) 熊本県行政文書管理規程の一部を改正する規程

令和4年(2022年)3月31日

(熊本県公営企業管理規程第3号) 熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程
 (熊本県公営企業管理規程第4号)

2 経理の状況
令和3年度(2021年度)の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県電気事業合計残高試算表

令和4年(2022年)3月31日

(単位:円)

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
	3,240	営 業 収 益	834,709,795	834,706,555
		営 業 外 収 益	32,617,978	32,617,978
		特 別 利 益	139,954,162	139,954,162
1,521,887,594	1,522,118,445	営 業 費 用	230,851	
23,918,318	23,918,318	営 業 外 費 用		
75,357,898	115,954,898	特 別 損 失	40,597,000	
16,768,546,979	16,957,477,967	水 力 発 電 設 備	188,930,988	
	101,855,024	減価償却累計額(水力)	8,151,349,687	8,049,494,663
477,811,472	477,811,472	業 務 設 備		
		減価償却累計額(業務)	239,375,257	239,375,257
3,164,518,340	3,350,943,354	建 設 仮 勘 定	186,425,014	
	18,289,328	荒 瀬 ダ ム 仮 勘 定	18,289,328	
21,548,491	21,548,491	事 業 外 固 定 資 産		
78,489,196	94,948,517	無 形 固 定 資 産	16,459,321	
265,554,000	531,108,000	投 資 及 び 基 金	265,554,000	
3,298,385,570	9,545,742,697	現 金 預 金	6,247,357,127	
184,961,107	374,269,244	未 収 金	189,308,137	
2,123	2,123	未 収 収 益		
696,137,629	1,296,495,629	前 払 金	600,358,000	
	232,779,116	雑 流 動 資 産	232,779,116	
	347,918,110	未 払 金	1,000,052,576	652,134,466
	8,447,711	未 払 費 用	159,527,530	151,079,819
	122,691,919	預 り 金	140,433,004	17,741,085
	1,554,190	前 受 金	10,815,090	9,260,900
		資 本 金	5,178,625,311	5,178,625,311
		資 本 剰 余 金	8,499,645	8,499,645
	600,000,000	利 益 剰 余 金	2,094,657,678	1,494,657,678
	590,314,523	企 業 債 (固 定)	8,644,513,273	8,054,198,750
	28,179,923	退 職 給 付 引 当 金	630,248,040	602,068,117
	67,252,412	特 別 修 繕 引 当 金	302,582,662	235,330,250
	39,058,000	引 当 金 (流 動)	76,348,000	37,290,000
	205,475,352	企 業 債 (流 動)	792,013,099	586,537,747
	30,633,541	長 期 前 受 金	669,332,289	638,698,748
385,152,414	411,785,076	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計	26,632,662	
26,962,271,131	37,118,576,620	合 計	37,118,576,620	26,962,271,131

3 令和4年度(2022年度)経営方針
 「熊本県企業局経営戦略2020(第5期経営基本計画)」(令和2年(2020年)3月策定)に基づき、計画的かつ効率的な経営の推進を図る。
 主要発電所のリニューアル工事は、令和4年(2022年)9月までには完了する見込みであり、工事完了後は、固定価格買取制度の適用により安定的な電力料収入の確保を図る。
 また、令和3年度(2021年度)に引き続き、県政貢献のため、収益の一部を一般会計へ繰り出すこととする。

4 令和4年度(2022年度)予算の概要
 令和4年度(2022年度)予算の概要は、次のとおりである。

(1) 収益的収入及び支出	
事業収益	2,608,340,000円
(内訳)	
営業収益	2,581,320,000円
(うち電力料収入)	2,575,994,000円)
営業外収益	27,020,000円
事業費	2,533,700,000円
(内訳)	
営業費用	2,394,103,000円
営業外費用	99,597,000円
予備費	40,000,000円
差引純利益	74,640,000円
(2) 資本的収入及び支出	
資本的収入	1,656,554,000円
(内訳)	
他会計からの返還金	265,554,000円
企業債	1,371,000,000円
荒瀬ダム関連交付金等	20,000,000円
資本的支出	3,252,908,000円
(内訳)	
建設改良費	1,850,816,000円
企業債償還金	586,538,000円
他会計への繰出金	765,554,000円
予備費	50,000,000円

熊本県工業用水道事業業務状況

熊本県工業用水道事業の令和3年度(2021年度)下半期(令和3年(2021年)10月1日から令和4年(2022年)3月31日まで)における業務状況は、次のとおりである。

1 事業の概況
 工業用水道事業においては、有明工業用水道、八代工業用水道及び苓北工業用水道の3つの工業用水道を運営している。
 4 有明工業用水道の令和3年度(2021年度)下半期末時点における受水企業数は136社、累計契約水量は2,697,604立方メートルで、前年度同期に比べ、8,736立方メートル増加し、給水能力に対する契約率は43.8パーセントであった。料金収入(消費税及び地方消費税込み)は122,874,226円で、前年度同期の126,047,852円に対し、97.5パーセントとなった。
 5 八代工業用水道の令和3年度(2021年度)下半期末時点における受水企業数は25社、累計契約水量は1,884,946立方メートルで、前年度同期に比べ、400立方メートル減少し、給水能力に対する契約率は38.0パーセントであった。料金収入(消費税及び地方消費税込み)は64,522,862円で、前年度同期の63,836,297円に対し、101.1パーセントとなった。
 6 苓北工業用水道の令和3年度(2021年度)下半期末時点における受水企業数は2社、累計契約水量は1,284,920立方メートルで、前年度同期と変わらず、給水能力に対する契約率は98.1パーセントであった。料金収入(消費税及び地方消費税込み)は63,663,600円で、前年度同期と同額であった。
 なお、有明及び八代工業用水道においては、経営改善策の一環として、令和3年(2021年)4月から20年間、コンセッション(公共施設等運営権)方式により民間事業者が運営を行う官民連携事業を実施している。
 ※コンセッション(公共施設等運営権)方式
 利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式で、民間事業者が長期に安定して施設等の運営・維持管理を行うことで、民間の創意工夫を活用し、効率的かつ効果的に事業を実施する方法。

(1) 給水の状況について

有明工業用水道、八代工業用水道及び苓北工業用水道の当期各月の契約水量及び料金収入等の状況は、次のとおりである。

有明工業用水道

給水能力：33,860 m³/日

契約水量：14,822 m³/日 (令和4年(2022年)3月31日現在)

料金：基本使用水量50円/m³、超過使用水量100円/m³

月	受水企業数	契約水量 (m ³ /月)	料金収入(円、消費税及び地方消費税込み)
10	14	459,482	21,817,179 [15,756,089]
11	14	444,660	20,063,758 [14,552,832]
12	14	459,482	20,997,690 [15,196,207]
1	14	459,482	20,863,050 [15,110,196]
2	14	415,016	18,628,984 [13,510,533]
3	14	459,482	20,503,565 [14,891,633]
計		2,697,604	122,874,226 [89,017,490]

※ [] はコンセッション方式導入に伴う県の収受額 (内数)

八代工業用水道

給水能力：27,300 m³/日

契約水量：10,373 m³/日 (令和4年(2022年)3月31日現在)

料金：基本使用水量35円/m³、超過使用水量70円/m³

月	受水企業数	契約水量 (m ³ /月)	料金収入(円、消費税及び地方消費税込み)
10	24	320,943	10,812,122 [1,205,603]
11	24	310,590	10,500,424 [1,166,715]
12	24	320,943	10,967,189 [1,203,128]
1	24	320,943	11,089,322 [1,205,603]
2	25	289,964	9,964,108 [1,088,934]
3	25	321,563	11,189,697 [1,189,400]
計		1,884,946	64,522,862 [7,059,383]

※ [] はコンセッション方式導入に伴う県の収受額 (内数)

苓北工業用水道

給水能力：7,200 m³/日

契約水量：7,060 m³/日 (令和4年(2022年)3月31日現在)

料金：基本使用水量50円/m³、超過使用水量100円/m³

月	受水企業数	契約水量 (m ³ /月)	料金収入(円、消費税及び地方消費税込み)
10	2	218,860	10,843,800
11	2	211,800	10,494,000
12	2	218,860	10,843,800
1	2	218,860	10,843,800
2	2	197,680	9,794,400
3	2	218,860	10,843,800
計		1,284,920	63,663,600

(2) 修繕及び改良工事等について

当期の主な修繕及び改良工事等は、次のとおりである。

事業名	工 事 名	工事金額 (円、税込)	工 期
有 明	(改良)有明工業用水道取水口オイルフェンス設置工事	4,400,000	R3.8.13 ~R4.2.16
八 代	(改良)八代工業用水道配水支管布設工事	9,140,359	R3.10.21 ~R4.3.23
苓 北	(改良)都呂々ダム管理事務所電気設備改修工事	5,507,890	R3.10.21 ~R4.3.28
苓 北	(改良)都呂々ダム中の田ポンプ場1号導水ポンプ更新工事	4,169,000	R3.10.7 ~R4.2.24

(3) 職員数について

令和3年度(2021年度)工業用水道事業の職員数は、次のとおりである。

(令和4年(2022年)3月31日現在) (単位:人)

区 分		職 員	現業職員	会計年度任用職員	計	
有明	本庁	総務経営課	2	0	0	2
		工 務 課	1	0	0	1
八代		0	0	0	0	
苓北	都呂々ダム管理事務所	2	1	4	7	
計		5	1	4	10	

(4) 条例等の制定、改廃について

<条 例>

な し

<管理規程>

令和3年(2021年)11月30日

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程

令和3年(2021年)12月28日

(熊本県公営企業管理規程第10号)
熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

令和4年(2022年)1月21日

(熊本県公営企業管理規程第11号)
熊本県職員記章規程の一部を改正する規程

令和4年(2022年)3月11日

(熊本県公営企業管理規程第1号)
熊本県行政文書管理規程の一部を改正する規程

令和4年(2022年)3月31日

(熊本県公営企業管理規程第2号)
熊本県行政文書管理規程の一部を改正する規程

令和4年(2022年)3月31日

(熊本県公営企業管理規程第3号)
熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程
(熊本県公営企業管理規程第4号)

2 経理の状況
令和3年度（2021年度）の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県工業用水道事業合計残高試算表

令和4年（2022年）3月31日

（単位：円）

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
		営 業 収 益	595,842,007	595,842,007
		営 業 外 収 益	323,241,179	323,241,179
		特 別 利 益	126,758,665	126,758,665
1,020,903,446	1,020,931,505	営 業 費 用	28,059	
28,407,342	28,407,342	営 業 外 費 用		
126,758,665	126,758,665	特 別 損 失		
13,828,420,393	13,851,325,680	工 業 用 水 道 設 備	22,905,287	
116,016,325	283,209,765	建 設 仮 勘 定	167,193,440	
	17,112,574	減 価 償 却 累 計 額	6,955,278,016	6,938,165,442
10,275,373,968	10,564,622,469	無 形 固 定 資 産	289,248,501	
342,867,277	350,616,255	投 資 及 び 基 金	7,748,978	
1,826,590,987	5,737,184,596	現 金 預 金	3,910,593,609	
43,463,715	149,928,909	未 収 金	106,465,194	
2,547	31,593	未 収 収 益	29,046	
9,409,420	9,409,420	貯 蔵 品		
	34,810,400	前 払 金	34,810,400	
	113,140,949	雑 流 動 資 産	113,140,949	
	292,369,234	企 業 債（固 定）	2,083,583,615	1,791,214,381
	300,740,910	他 会 計 借 入 金（固 定）	12,518,462,195	12,217,721,285
	5,384,918	退 職 給 付 引 当 金	94,146,080	88,761,162
	33,439,736	修 繕 準 備 引 当 金	323,322,666	289,882,930
		特 別 修 繕 引 当 金	46,157,000	46,157,000
	60,191,528	未 払 金	233,701,931	173,510,403
	24,093,370	未 払 費 用	45,709,918	21,616,548
	123,624,812	預 り 金	125,666,987	2,042,175
	331,139,121	前 受 金	353,025,532	21,886,411
	4,503,000	賞 与 引 当 金	8,612,000	4,109,000
		修 繕 引 当 金	5,500,000	5,500,000
	843,000	法 定 福 利 費 引 当 金	1,611,000	768,000
	29,624,914	そ の 他 流 動 負 債	29,624,914	
		資 本 金	30,000	30,000
		資 本 剰 余 金	348,810,608	348,810,608
		利 益 剰 余 金（一 欠 損 金）	-5,040,590,381	-5,040,590,381
	4,847,278	工 事 受 託 金	5,429,602	582,324
	322,986,870	企 業 債（流 動）	615,356,104	292,369,234
	300,740,910	他 会 計 借 入 金（流 動）	601,481,820	300,740,910
	301,930,510	長 期 前 受 金	13,763,452,249	13,461,521,739
4,392,426,937	4,409,427,273	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	17,000,336	
32,010,641,022	38,833,377,506	合 計	38,833,377,506	32,010,641,022

3 令和4年度(2022年度)経営方針
 「熊本県企業局経営基本計画(第5期)」(令和2年度(2020年度)策定)に基づき、計画的かつ効率的な経営の推進を図る。
 有明及び八代工業用水道については、令和3年(2021年)4月からコンセッション(公共施設等運営権)方式を導入しており、引き続き民間の技術力や経営ノウハウを活かした更新及び維持管理等の実施により、工業用水の安定供給や需要拡大に取り組んでいく。

4 令和4年度(2022年度)予算の概要
 令和4年度(2022年度)予算の概要は、次のとおりである。

(1) 収益的収入及び支出	
事業収益	1,033,551,000円
(内訳)	
営業収益	669,856,000円
営業外収益	363,695,000円
事業費	1,190,143,000円
(内訳)	
営業費用	1,131,883,000円
営業外費用	48,260,000円
予備費	10,000,000円
差引純損失	156,592,000円
(2) 資本的収入及び支出	
資本的収入	1,251,197,000円
(内訳)	
企業債	411,600,000円
長期借入金	411,273,000円
工事受託金	244,010,000円
補助金	176,565,000円
会計内返還金	7,749,000円
資本的支出	1,269,711,000円
(内訳)	
建設改良費	661,600,000円
企業債償還金	292,370,000円
長期借入金償還金	300,741,000円
予備費	15,000,000円

熊本県有料駐車場事業業務状況

熊本県有料駐車場事業の令和3年度(2021年度)下半期(令和3年(2021年)10月1日から令和4年(2022年)3月31日まで)における業務状況は、次のとおりである。

1 事業の概況

有料駐車場事業においては、利用者サービスの向上等を図るため、平成28年度(2016年度)から熊本県営有料駐車場及び第二有料駐車場ともに利用料金制による指定管理者制度(※)に移行し、指定管理者が管理運営を行っている。

当期の熊本県営有料駐車場(安政町)の利用台数は、77,613台で、前年度同期比93.8パーセントとなった。

また、熊本県営第二有料駐車場(新屋敷)の契約状況累計契約台数は187台で、前年度同期比97.9パーセントとなった。

※利用料金制による指定管理者制度

条例に基づき指定された者が、料金を自らの収入として管理運営を行うこと。なお、熊本県企業局は指定管理者からの納付金を収入としているが、当年度は指定管理者から納付金減額の要望があり、協定書の規定に基づく協議により、当年度施工したシャッター等改修工事に伴う車室使用制限分と併せて、納付金の一部を減額した。

(1) 利用台数について
 当期各月の利用台数の状況は、次のとおりである。

月	県営有料駐車場（安政町）			県営第二有料駐車場（新屋敷）		
	利用台数(台)		前年同期比 (%)	利用台数(台)		前年同期比 (%)
	令和3年度	令和2年度		令和3年度	令和2年度	
10	13,266	14,589	90.9	31	31	100.0
11	13,766	14,615	94.2	32	31	103.2
12	15,402	15,216	101.2	31	32	96.9
1	11,814	11,785	100.2	31	32	96.9
2	9,940	11,724	84.8	31	33	93.9
3	13,425	14,843	90.4	31	32	96.9
計	77,613	82,772	93.8	187	191	97.9

(2) 修繕及び改良工事等について
 当期の主な修繕及び改良工事等は、次のとおりである。

事業名	工 事 名	工事金額（円、税込）	工 期
駐車場	県営有料駐車場シャッター等改修工事	38,963,540	R3.7.6 ～R4.3.9

(3) 職員数について
 令和3年度（2021年度）有料駐車場事業の職員数は、次のとおりである。
 （令和4年（2022年）3月31日現在）（単位：人）

区 分	職 員	現業職員	会計年度任用職員	計
本庁	総務経営課	1	0	1

(4) 条例等の制定、改廃について

< 条 例 >

な し

< 管理規程 >

令和3年（2021年）11月30日

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程

令和3年（2021年）12月28日

（熊本県公営企業管理規程第10号）

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

令和4年（2022年）1月21日

（熊本県公営企業管理規程第11号）

熊本県職員記章規程の一部を改正する規程

令和4年（2022年）3月11日

（熊本県公営企業管理規程第1号）

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する規程

令和4年（2022年）3月31日

（熊本県公営企業管理規程第2号）

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する規程

令和4年（2022年）3月31日

（熊本県公営企業管理規程第3号）

熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

（熊本県公営企業管理規程第4号）

2 経理の状況
令和3年度(2021年度)の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県有料駐車場事業合計残高試算表

令和4年(2022年)3月31日

(単位:円)

借		方	勘 定 科 目	貸	
残 高	合 計			合 計	残 高
			営 業 収 益	98,818,270	98,818,270
	3,251		営 業 外 収 益	1,978,657	1,975,406
68,692,480	68,697,044		営 業 費 用	4,564	
106	106		営 業 外 費 用		
2,141,438,554	2,141,438,554		有 料 駐 車 場 設 備		
			減 価 償 却 累 計 額	706,812,692	706,812,692
148,100	148,100		無 形 固 定 資 産		
711,486,467	3,862,550,664		現 金 預 金	3,151,064,197	
17,295,465	51,052,987		未 収 金	33,757,522	
2,547	36,435		未 収 収 益	33,888	
	3,818,141		雑 流 動 資 産	3,818,141	
	2,370,000		退 職 給 付 引 当 金	18,547,293	16,177,293
	8,478,268		修 繕 準 備 引 当 金	8,478,268	
	990,396		未 払 金	3,360,396	2,370,000
	145,596		未 払 費 用	211,658	66,062
	1,394,708		預 り 金	1,808,708	414,000
	3,251		雑 流 動 負 債	3,251	
	631,000		賞 与 引 当 金	1,294,000	663,000
	120,000		法 定 福 利 費 引 当 金	247,000	127,000
			資 本 金	1,788,765,757	1,788,765,757
			資 本 剰 余 金	72,800	72,800
	385,265,000		利 益 剰 余 金 (一 欠 損 金)	684,310,311	299,045,311
			長 期 前 受 金	74,590,053	74,590,053
50,833,925	50,833,925		長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額		
2,989,897,644	6,577,977,426		合 計	6,577,977,426	2,989,897,644

3 令和4年度(2022年度)経営方針
 「熊本県企業局経営基本計画(第5期)」(令和2年度(2020年度)策定)に基づき、計画的かつ効率的な経営の推進を図る。
 有料駐車場事業においては、平成28年度(2016年度)から利用料金制による指定管理者制度を導入しており、引き続き民間のノウハウを活かした適切な維持管理と安定的な経営、サービス向上に努める。
 また、中心市街地活性化に関する施策への連携・協力による地域への貢献等に取り組むほか、令和3年度(2021年度)に引き続き、県政貢献のため、収益の一部を一般会計へ繰り出すこととする。

4 令和4年度(2022年度)予算の概要
 令和4年度(2022年度)予算の概要は、次のとおりである。

(1) 収益的収入及び支出		
事業収益	110,007,000円	
(内訳)		
営業収益	107,351,000円	
営業外収益	2,656,000円	
事業費	55,298,000円	
(内訳)		
営業費用	47,298,000円	
営業外費用	7,000,000円	
予備費	1,000,000円	
差引純利益	54,709,000円	
(2) 資本的収入及び支出		
資本的収入		0円
資本的支出	50,000,000円	
(内訳)		
他会計への繰出金	50,000,000円	

熊本県公告第403号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により農林水産省九州農政局八代平野農業水利事業所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年(2022年)6月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(2・4級基準点測量、3級水準測量、路線測量)	令和3年(2021年)12月24日から 令和4年(2022年)3月16日まで	八代市日奈久大坪町及び新開町地内

熊本県公告第404号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本県知事から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年(2022年)6月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(第二上益城中央地区中山間地域総合整備事業(塔の本工区、上揚工区)における地区界測量)	令和3年(2021年)12月27日から 令和4年(2022年)3月31日まで	上益城郡御船町上野地内、上益城郡甲佐町上揚地内
公共測量(県営中山間地域総合整備事業 山中工区確定測量)	令和4年(2022年)1月7日から 令和4年(2022年)3月31日まで	上益城郡山都町山中地内

熊本県公告第405号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和4年（2022年）6月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市中央区呉服町三丁目31番地
- 2 築造者の氏名 株式会社共生住建
- 3 道路の位置 宇土市古城町字塩田198番4
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 71.40メートル
- 6 指定年月日 令和4年（2022年）6月2日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第28号

熊本県公告第406号

菊池郡大津町に事務所を置くおおきく土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和4年（2022年）6月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	前田 重光	菊池郡菊陽町大字津久礼511番地

熊本県公告第407号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営川登地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和4年（2022年）6月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 令和4年（2022年）6月20日から
令和4年（2022年）7月15日まで
- 2 縦覧の場所 荒尾市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第408号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法律第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和4年（2022年）6月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)	その他の規 格	生産業者の氏名 又は名称及び住 所	有効期限
熊本県肥 第135 8号	消石灰	苦土石 灰3号	アルカリ分 : 65.0 可溶性苦土 : 10.0	該当なし	白雲石工業株式 会社 兵庫県尼崎市元 浜町4丁目78 番地	令和10年 (2028 年)7月2 4日

熊本県公告第409号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和4年（2022年）6月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
高森町	平成29年度(2017年度)から平成30年度(2018年度)まで	大字芹口の一部	地籍図及び地籍簿	令和4年(2022年)6月9日
山都町	平成29年度(2017年度)から令和2年度(2020年度)まで	大見口の一部	地籍図及び地籍簿	令和4年(2022年)6月9日
山都町	平成31年度(2019年度)から令和2年度(2020年度)まで	緑川②の一部	地籍図及び地籍簿	令和4年(2022年)6月9日
八代市	令和(2)年度(2020年度)から令和3年度(2021年度)まで	西宮町の一部	地籍図及び地籍簿	令和4年(2022年)6月9日

熊本県公告第410号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営日明・今地区土地改良事業(区画整理)の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和4年(2022年)6月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営日明・今地区土地改良事業(区画整理)計画書の写し
- 縦覧期間
令和4年(2022年)6月20日から令和4年(2022年)7月15日まで
- 縦覧場所
南関町役場

登載依頼

熊本県都市計画審議会公告第2号

第160回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。

令和4年(2022年)6月17日

熊本県都市計画審議会

- 日時
令和4年(2022年)6月30日(木)午前10時00分から正午まで
- 場所
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県庁 行政棟 本館5階 審議会室
- 議題
【審議】
(1)熊本都市計画道路の変更の件(中九州横断道路大津熊本線)
- 傍聴者の定員
20名
- 傍聴手続
(1)傍聴を希望される方には、審議会開会の30分前から10分前までに、受付にて整理券を配布します。
(2)(1)において配布した整理券を持って、審議会開会10分前に受付に集合してください。
(3)傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。
(4)傍聴を認められた方は、受付において係員の指示に従い会場に入室することができます。

- 6 傍聴するにあたっての守るべき事項
傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。
- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
 - (2) はり紙、旗、プラカードの掲示、はち巻、腕章の類を身につける等示威的行為はできません。
 - (3) 会場内での飲食はできません。
 - (4) 会場内において、写真撮影、録画、録音等はありません。
 - (5) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用することはできません。
 - (6) その他会議開催中に秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。
- 上記のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。
- 7 留意点
公開の案件の審議中であっても、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3公開の基準又はイに該当する場合には、あらかじめ公開・非公開の決定権限を会長に委任しておりますので、会長の判断により非公開となる場合もあります。
- 8 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県都市計画審議会事務局（熊本県土木部道路都市局都市計画課）
電話番号：096-333-2520

熊本県公立学校善行児童生徒表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年6月17日

熊本県教育長 白石 伸一

熊本県教育委員会規則第12号

熊本県公立学校善行児童生徒表彰規則の一部を改正する規則

題名を次のように改める。

くまもとの笑顔・未来を創る児童生徒表彰規則

第1条中「熊本県公立学校の善行児童生徒」を「くまもとの笑顔・未来を創る児童生徒」に改める。

第2条中「熊本県教育委員会は、」の次に「熊本県公立学校の」を加え、「うえ」を「上」に、「行なう」を「行う」に改める。

第4条中「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県警察本部告示第5号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和4年（2022年）6月17日

熊本県警察本部長 山口 寛峰

- 1 競争入札に付する事項
令和4～11年度四輪・二輪車運転シミュレーター賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「リース・レンタル」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和4年（2022年）6月28日（火）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が

- 入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和7年(2025年)3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を令和6年(2024年)10月1日から令和6年(2024年)11月30日(熊本県の休日を含め定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)までに行う。

熊本県警察本部公告第45号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和4年(2022年)6月17日

熊本県警察本部長 山口 寛峰

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
令和4～11年度四輪・二輪車運転シミュレーター賃貸借
- (2) 借入物品及び数量
四輪・二輪車運転シミュレーター 一式
内訳 中央制御装置部 1台
四輪運転席部 15台
二輪運転席部 1台
- (3) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県警察本部交通部運転免許課企画・講習係(熊本県運転免許センター2階)
郵便番号 869-1107 熊本県菊池郡菊陽町大字辛川2655番地
電話番号 096-233-0110
ファックス番号 096-233-2227
- (4) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- (5) 借入物品の規格、品質等
四輪・二輪車運転シミュレーター仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (6) 契約期間
契約締結の日から令和11年(2029年)12月31日(月)
- (7) 借入期間
令和5年(2023年)1月1日(日)から令和11年(2029年)12月31日(月)まで
- (8) 納入期限
令和4年(2022年)12月31日(土)まで
- (9) 納入場所
熊本県菊池郡菊陽町大字辛川2655番地
熊本県運転免許センター
- (10) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (11) 入札金額
入札金額は、賃借料(保守料込み)1月当たりの借入代金とする。見積に当たっては、8.4月賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (12) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

(13) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
- (1) 次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加者の資格を有すると決定される者であること。
 - なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格の審査に申し込みを付けない。また、入札参加資格を有する場合は、本入札に追加する資格の審査も随時受ける必要はないが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
 公告の日から令和4年（2022年）6月28日（火）午後5時まで
 イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
 熊本県出納局管理課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
 郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 ウ 電話番号 096-333-2581
 エ 競争入札参加資格申請書の様式、手引等
 熊本県庁ホームページの管理課ページからダウンロードすること。

- エ 提出の方法
 イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 電子入札システム利用登録が完了している者であること。ただし、電子入札システム利用登録が完了していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付けるが、電子入札システム利用のために必要なICカード等を取付していない場合は、3(3)の提出期間の末日までに電子システム利用登録が間に合わない場合がある。

ア 熊本県電子入札システム利用届の受付期間
 (1) アの受付期間
 イ 熊本県電子入札システム利用届の提出先
 1(4)の入札担当部局
 ウ 熊本県電子入札システム利用届の様式、操作マニュアル等
 熊本県庁ホームページの管理課ページからダウンロードすること。

- エ 提出の方法
 イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

- (5) 熊本告示第811号及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (6) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。
 - イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に関与しているとき。
 - エ 役員等が、暴力団の維持又は運営に協力し、又は不正の利益を利用するなどしているとき。
 - オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。
 ※ 役員等とは、個人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所その他の者をいう。
 ※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

- (7) 仕様書の内容を満たしていること。
- 3 入札参加のための確認申請
 (1) 提出書類
 この入札に参加を希望する者は、2(3)から(7)までに定める条件の全てを満たす

者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 役員等一覧

ウ 納入しようとする物品の様子が記載されたカタログ等の書類

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1) アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに掲げる書類に添付する(1) イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1) イ及びウに掲げる書類の目録を(1) アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イ及びウに掲げる書類は、(3) の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請書は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) アからウに掲げる書類を(3) の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和4年(2022年)7月7日(木)午後5時まで

(4) 提出先

1 (4) の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 仕様等に対する質問の受付期間

1 (3) の発注・契約担当部局において公告の日から令和4年(2022年)7月7日(木)午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1 (3) の発注・契約担当部局において公告の日から令和4年(2022年)7月28日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和4年(2022年)7月27日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和4年(2022年)7月28日(木)午前10時

(イ) 場所 1 (4) の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和4年(2022年)7月27日(水)(必着)までに1 (4) の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と及び「親展」と朱書きするとともに、中封筒の表に1 (1) の業務の名称及び開札日時を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書きした上で、1 (1) の業務の名称を朱書きし、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3) イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合は等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3) イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した入札者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日をもとに定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日をもとに定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額(1月当たりの賃借料)に借入月数(84月)を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限

(3)の申出期限

イ 提出場所

1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること

熊本県警察本部交通部運転免許課企画・講習係(熊本県運転免許センター2階)

郵便番号 869-1107 熊本県菊池郡菊陽町大字辛川2655番地

電話番号 096-233-0110

ファックス番号 096-233-2227

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続き(紙入札移行承認等)に関すること

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455

- (2) 受付時間
 午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of commodity:
 Lease contract for a vehicle driving simulator and motorcycling simulator system
 CPU part 1
 Driver's seats 15
 Motorcycle's seats 1
- (2) Contract period:
 1st Jan, 2023 - 31st Dec, 2029
- (3) Deadline for supply of items:
 December 31st, 2022
- (4) Date and place for tender: (入札期日)
 Date: July 28th, 2022 10:00a.m.
 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
 Management and Purchasing Division (熊本県出納局管理調達課)
 (2nd floor of Prefectural Government Main building)
 Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8570, Japan
 Phone: 096-333-2581
- (5) Deadline to submit bidding proposal by mail (Registered only):
 July 27th, 2022 5:00p.m.
- (6) Language and currency to be use for bidding:
 Japanese language and currency only
- (7) Name of the department to be contacted with regard to this contract:
 Kumamoto Prefectural Police Headquarters
 Drivers License Division
 Kumamoto Driver's License Center
 2655, Karakawa, Kikuyo-machi, Kikuchi, Kumamoto Prefecture.
 869-1107 Japan
 Tel. 096-233-0110

熊本県情報公開・個人情報保護審議会公告第1号

令和4年度（2022年度）第4回熊本県情報公開・個人情報保護審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続等は、次のとおりです。

令和4年（2022年）6月17日

熊本県情報公開・個人情報保護審議会会長

- 1 開催日時
 令和4年（2022年）6月24日（金）
 午前10時00分から正午まで（予定）
- 2 開催場所
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁行政棟本館5階審議会室
- 3 議事
 個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度に係る対応について
- 4 会議の公開・非公開
 会議は、公開で行います。
- 5 傍聴者の定員
 5人
- 6 傍聴手続等
 (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い、手指の消毒やマスクの着用など、新型コロナウイルス感染症に係る適切な感染防止策を講じた上で、会議の会場に入ることができます。
 (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 7 問合せ先
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県情報公開・個人情報保護審議会事務局（熊本県総務部総務私学局県政情報文書課）
 （電話096-333-2068）